

保育所・認定こども園に係る退職手当共済への公費助成に関する
意見書

現在、保育所・認定こども園のうち社会福祉法人が設置する施設に従事する職員の退職金については、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度によって施設が3分の1を負担し、残りを国及び都道府県が負担しており、職員の退職手当金の3分の2は公費によって助成されている。

しかしながら、令和2年度の社会保障審議会福祉部会において、本制度における社会福祉法人設置の保育所等に対する公費助成の在り方について、株式会社等が設置する施設等、公費助成のない施設との比較の中で「令和6年度までに改めて結論を得ることとする」と示されており、制度の見直しによりその継続が危ぶまれている。

一方で、社会福祉法人設置の保育所・認定こども園の運営に係る公定価格は、人件費・事業費・事務費等の細かな用途を想定された「積み上げ方式」により構成されており、公費助成による退職金の積み増し部分は考慮されていない。見直しとなればその費用捻出のためにこれまで進めてきた職員への処遇改善を後退させるか、子どもたちへの保育提供に係る事業費を削減せざるを得ない。

また、施設が退職手当制度の維持を諦めれば、今後も難航する人材の確保がより一層困難なものになることは明白である。

よって、保育所・幼保連携型認定こども園に従事する職員の安定的な身分の保証のため、また保育の質の低下を防ぎ少子化・子育て政策を推進させるためにも、退職手当共済に係る公費助成の永続的な実施を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

高崎市議会議長 後閑 賢二

厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

あて